

**建築物の解体等における  
石綿飛散防止対策の強化について  
(案)**

平成17年11月

環境省 水・大気環境局 大気環境課

## 1. 背景等

石綿の健康影響に関する社会の関心の高まりを受け、本年7月、内閣官房長官の主催により、「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が開催され、被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応、過去の対応への検証、及び実態把握の強化を柱とした、政府としての「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられた。

この「当面の対応」においては、「建築物等の解体現場、解体後の廃棄物（廃アスベスト（石綿））等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る」こと、すなわち「大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。（来年2月までに関係規定を改正）」ことが規定されている。

この政府方針を踏まえ、環境省においては大気汚染防止法施行令（以下「施行令」という。）及び同施行規則（以下「施行規則」という。）の改正を行うことが必要となり、社団法人日本作業環境測定協会に所要の調査検討を依頼した。同協会では、その調査検討を進めるため、「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会（委員長：名古屋俊士早稲田大学理工学部教授）」（以下、「検討会」という。）を設置し、去る9月より作業を進めてきたが、今般、検討会の報告案がほぼまとまった。

このため、環境省水・大気環境局大気環境課においては、検討会報告案の施行令及び施行規則の改正に直接関係する部分に基づいて、パブリックコメントのために本資料を作成したものである。なお、検討会報告は、11月24日に開催される検討会を経て、最終的に取りまとめられる予定となっている。

## 2. 現行の規制対象

現在、規制対象である「特定建築材料」については、施行令第3条の3において「吹付け石綿」のみが規定されている。また、「特定粉じん排出等作業」として、施行令第3条の4において「耐火建築物又は準耐火建築物で延べ面積500㎡以上のもので、かつ、特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるものの解体作業、改造・補修作業」を規定している。これらに関して、大気汚染防止法においては次のような規制が行われている。

作業基準（第18条の14）

特定粉じん排出等作業に係る規制基準として施行規則第16条の4に規定（その内容を表1に示す。）

特定粉じん排出等作業の実施の届出（第18の15）

特定粉じん排出等作業に伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の施工者に対する届出義務（作業開始の14日前まで）

計画変更命令（第18条の16）

届出内容が作業基準に適合しないと認めるとき、届出内容に係る計画変更の命令

作業基準の遵守義務（第 18 条の 17）  
 特定工事の施工者に対する作業基準の遵守義務  
 作業基準適合命令等（第 18 条の 18）  
 作業基準を遵守していないと認めるとき、作業基準に従うべきこと又は  
 作業の一時停止を命令

表 1 現行の作業基準の内容

	作 業	内 容
1	解体作業	下記の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じる。 作業場を隔離し、作業場の出入口に前室を設置する。 作業場を負圧に保ち、作業場の排気にエアフィルタ（注）を付けた集じん・排気装置を使用する。 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たって、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布し、作業場内の特定粉じんを処理する。
2	解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	散水又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じる。
3	改造・補修作業	下記の事項を遵守して、特定建築材料を除去、囲い込み、封じ込めを行うか、これらと同等以上の効果を有する措置を講じる。 除去する場合には 1 の ~ の事項を遵守する。 囲い込み・封じ込めの場合には、特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合には、その特定建築材料を除去する。

（注）：日本工業規格 Z4812 に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ

### 3 . 規制の強化についての考え方

#### （ 1 ）規模要件等の撤廃

##### ア . 延べ面積

施行令第 3 条の 4 第 1 号の「延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの」という要件については、規制強化を図るとともに、労働安全衛生法（以下「労安法」という。）及び石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）（規模要件はない）との整合性を図るために、撤廃することが適当である。

#### イ．特定建築材料の使用面積の合計

施行令第3条の4第1号及び第2号の「特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの」という要件については、規制強化を図るとともに、労安法及び石綿則（規模要件はない）との整合性を図るために撤廃することが適当である。

#### ウ．建築物

施行令第3条の4第1号及び第2号の「特定耐火建築物等」（建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物）という限定については、規制強化を図るとともに、労安法及び石綿則との整合性を図るためにこの限定を撤廃し、単に「建築物」とすることが適当と考える。これにより一般の家屋も対象となるが、吹付け石綿は一般の家屋ではほとんど使用されていないので、対象となるのはわずかであると考えられる。

#### エ．特定建築材料

施行令第3条の3の「特定建築材料」については、以下により見直し等を行うことが適当である。

##### 石綿含有吹付け材

現行では単に「吹付け石綿」となっている。一方、労安法第88条第4項の届出においては、石綿の重量が当該製品の重量の1%を超える吹付けが対象となっており、これとの整合性を検討する。

##### 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材

これらの建築材料は、解体等に当たって機械による破砕等が行われた場合には、石綿含有吹付け材と同じような飛散が生じるとされていること、及び既に石綿則第5条の届出の対象となっており、これとの整合性を図ることから、対象に加えて規制を強化する。

##### その他の石綿含有成形板

上記及び以外に石綿を含有する建築材料である石綿含有成形板等については、石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると解体時等における飛散の程度は少ないものと考えられるため、特定建築材料には含めない。

#### (2) 作業基準の改定

上記(1)の規模要件の撤廃、建築物の限定の撤廃及び特定建築材料の見直しを受けて、作業基準を改定する必要がある。

#### ア．石綿含有吹付け材についての作業基準

石綿含有吹付け材については、現行の作業基準によることが適当と考える。なお、現行のエアフィルタについては、実態を踏まえて「日本工業規格Z8122に規定するHEPAフィルタ」に改めるべきである。

#### イ．石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材についての作業基準

これらの特定建築材料については、除去等の作業の方法に応じて作業基

準を設けることが適当である。

特定建築材料を掻き落とし、破砕、切断により除去する場合

上記アの作業基準によることが適当である(「石綿含有吹付け材」を「石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材」とする。 )。

なお、グローブバックによる方法等も適用可能とする。

特定建築材料の掻き落としや破砕、切断は行わず、特定建築材料の除去等を行う場合

表2に示す作業基準によることとする(解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業は従来どおり)。

表2 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材についての作業基準(特定建築材料の掻き落としや破砕、切断を行わずに特定建築材料の除去等を行う場合)

	作 業	内 容
1	解体作業	下記の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。 作業を実施する部分の床面等の必要な部分に養生を行う。 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。 特定建築材料の除去後、作業場の養生を解くに当たって、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布し、作業場内の特定粉じんを処理する。
2	改造・補修作業	下記の事項を遵守して、特定建築材料を除去、囲い込み、封じ込めを行うか、これらと同等以上の効果を有する措置を講じる。 除去する場合には1の ~ の事項を遵守する。 囲い込み、封じ込めの場合には、特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合には、その特定建築材料を除去する。

### (3) 解体等の作業に係る掲示

建築物の解体等作業に際して、実施内容等を周辺住民から見やすい箇所に掲示すべきことが、厚生労働省及び環境省の通知により行われている。この掲示については、周辺住民の不安を払拭させるなどの意義が認められることから、作業基準等において位置付けることが望ましい。